

平成25年第2回平群町議会

臨時会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	平成25年5月8日
招 集 の 場 所	平群町議会議場
開 会 （ 開 議 ）	5月8日午前10時7分宣告（第1日）
出 席 議 員	<p>1 番 井 戸 太 郎                      2 番 戎 井 政 弘</p> <p>3 番 奥 田 幸 男                      4 番 森 田 勝</p> <p>5 番 植 田 い ず み                      6 番 山 口 昌 亮</p> <p>7 番 高 幣 幸 生                      8 番 窪 和 子</p> <p>9 番 山 田 仁 樹                      1 0 番 下 中 一 郎</p> <p>1 1 番 繁 田 智 子                      1 2 番 馬 本 隆 夫</p>
欠 席 議 員	な し
<p>地方自治法第121 条の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<p>町 長                      岩 崎 万 勉</p> <p>副 町 長                      山 中 淳 史</p> <p>教 育 長                      森 井 恵 治</p> <p>会 計 管 理 者                      瓜 生 浩 章</p> <p>理事（政策推進課長）                      大 浦 孝 夫</p> <p>理事（総務防災課長）                      今 村 雅 勇</p> <p>理事（都市建設課長）                      植 田 充 彦</p> <p>理事（教育委員会総務課長）                      西 本 勉</p> <p>税 務 課 長                      経 堂 裕 士</p> <p>住 民 生 活 課 長                      城 光 良</p> <p>健 康 保 険 課 長                      上 田 武 司</p> <p>福 祉 課 長                      塚 本 敏 孝</p> <p>観 光 産 業 課 長                      寺 口 嘉 彦</p> <p>上 下 水 道 課 長                      島 野 千 洋</p>
<p>本会議に職務の ため出席した者 の職氏名</p>	<p>議 会 事 務 局 長                      西 脇 洋 貴</p> <p>主 幹                      田 中 裕 美</p> <p>書 記                      乾 恵 美</p>
<p>町 長 提 出 議 案 の 題 目</p>	<p>報告第 2 号 議会の委任による専決処分の報告について （和解及び損害賠償額の決定について）</p> <p>承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて （平群町税条例の一部を改正する条例につ いて）</p> <p>承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて</p>

<p>町長提出議案 の題目</p>	<p>(平群町国民健康保険税条例の一部を改正 する条例について) 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 24 年度平群町一般会計補正予算(第 7 号)について)</p>
<p>議事日程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>
<p>会議録署名議員 の氏名</p>	<p>議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。 8 番 窪 和 子 10 番 下 中 一 郎</p>

平成 25 年 第 2 回 ( 5 月 )

平群町議会臨時会議事日程 ( 第 1 号 )

平成 25 年 5 月 8 日 ( 水 )

午前 10 時開議

- |       |     |     |   |
|-------|-----|-----|---|
| 日程第 1 |     |     | 会議録署名議員の指名について  |
| 日程第 2 |     |     | 会期の決定について   |
| 日程第 3 |     |     | 諸般の報告   |
| 日程第 4 | 報告第 | 2 号 | 議会の委任による専決処分の報告について<br>( 和解及び損害賠償額の決定について )                     |
| 日程第 5 | 承認第 | 2 号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>( 平群町税条例の一部を改正する条例について )                   |
| 日程第 6 | 承認第 | 3 号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>( 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に<br>ついて )         |
| 日程第 7 | 承認第 | 4 号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>( 平成 24 年度平群町一般会計補正予算 ( 第 7 号 ) に<br>ついて ) |
| 日程第 8 |     |     | 常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任について  |

平成 2 5 年 第 2 回 ( 5 月 )  
平群町議会臨時会追加議事日程

(第 1 号の追加)

追加日程第 1	議長辞職の件
追加日程第 2	議長の選挙
追加日程第 3	副議長辞職の件
追加日程第 4	副議長の選挙
追加日程第 5	特別委員会の委員の辞任許可について
追加日程第 6	特別委員会の委員の選任について

開 会 （午前 10 時 07 分）

○議 長

皆さん、おはようございます。

続いて、副町長より発言を求められておりますので、許可いたします。はい、副町長。

○副町長

ただいま議長の許可をいただきましたので、平成 25 年 4 月 1 日付人事異動に伴います理事及び課長級の異動者についての報告及び紹介をさせていただきます。

皆様方より向かいまして前列の向かって左側から紹介させていただきます。

まず、理事兼政策推進課長の大浦孝夫でございます。理事兼総務防災課長の今村雅勇でございます。反対側、前列向かって右側でございます。理事兼教育委員会総務課長の西本勉でございます。理事兼都市建設課長の植田充彦でございます。観光産業課長の寺口嘉彦でございます。後列でございますが、向かって左側、健康保険課長の上田武司でございます。また、本日、議場には出席しておりませんが、総務防災課参事といたしまして橋本雅至、教育委員会総務課参事としまして松村嘉容及び村社仁史が就任しておりますので、あわせてご報告させていただきます。

以上で平成 25 年度 4 月 1 日付人事異動についての報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議 長

ただいまの出席議員は 12 名で定足数に達しておりますので、これより平成 25 年平群町議会第 2 回臨時会を開会いたします。

町長、招集の御挨拶をお願いします。町長。

○町 長

皆さん、おはようございます。平群の山々の青葉若葉が一段と目に鮮やかな季節となってまいりました。平成 25 年第 2 回平群町議会臨時会の開催をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては公私御多忙の中、全員の御出席をいただき、まことにありがとうございます。

さて、3 月議会からのこの方、さまざまな出来事、行事がございました。3 月 23 日には総代・自治会長にお集まりいただきまして、平群町環境保全推進員（エコリーダー）の推薦のお願い、家庭系可燃ごみの有料化についての説明をさせていただきました。

4 月に入りまして、新たに、先ほど御紹介させていただきました 9 名の新規

採用職員を迎え、山積するさまざまな課題に対応するため、課の一部を再編成し、新たな組織体制でスタートしております。

4月5日には各保育園の入園式、4月10日に各小学校の入学式、4月11日に中学校の入学式、4月12日には平群幼稚園の入園式をそれぞれ挙行いたしまして、平群の将来を担う元気な園児、児童を迎え、新学期がスタートしております。

4月29日には晴天に恵まれまして、第4回へぐり時代祭りを開催することができました。実行委員の皆様を初め、たくさんの企業、団体、ボランティアの御協力をいただきまして、また町内外から大勢の御来賓、見学の方々をお迎えすることができました。御協力いただきました全ての皆様に感謝を申し上げる次第でございます。

本会議におきましては、報告案件が1件、税条例の専決処分の承認案件が2件、平成24年度平群町一般会計補正予算の承認案件が1件と、合計3件の案件についての御審議をお願いいたしております。原案どおり承認賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議 長

これより、本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

本臨時会の議事日程はお手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。

本日の議事日程の報告を求めます。局長。

○局 長

それでは、本日の議事日程を御報告申し上げます。

日程第1 会議録署名議員の指名について。

日程第2 会期の決定について。

日程第3 諸般の報告。

日程第4 報告第2号 議会の委任による専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）。

日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平群町税条例の一部を改正する条例について）。

日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）。

日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年

度平群町一般会計補正予算（第7号）について）。

日程第8 常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任について。

以上でございます。

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により8番、窪君、10番、下中君を指名いたします。本臨時会会期中、よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日と決定いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

続きまして、日程第3 諸般の報告を行います。

総務建設委員会の報告を求めます。総務建設委員長、下中君。

○総務建設委員長（下中一郎）

平成25年3月28日木曜日、午前10時より総務建設委員会を開催いたしました。

案件については、公有財産の処分について、それと平群町地域防災計画についてであります。町側より説明を受け、協議を行いました。

以上です。

○議長

駅周辺整備事業特別委員会の報告を求めます。駅周辺整備事業特別委員長、奥田君。

○駅周辺整備事業特別委員長（奥田幸男）

平成25年4月30日火曜日、午前10時から駅周辺整備事業特別委員会を開きました。

案件については、平群駅周辺整備事業進捗状況についてであります。

以上、報告します。

○議長

続きまして、公共交通対策特別委員会の報告を求めます。公共交通対策特別委員長、森田君。

○公共交通対策特別委員長（森田 勝）

平成25年4月30日、公共交通対策特別委員会を開催いたしまして、案件は、平成24年度第2回平群町地域公共交通会議の報告についてであります。以上でございます。

○議長

続きまして、予備費の充用について報告を求めます。副町長。

○副町長

議長のお許しを得まして、平成24年度予備費充用について報告させていただきます。

まず、平成25年3月13日付で、福祉医療のうち障害者福祉医療費に不足を生じたので、身体障害者医療費に107万円を充用させていただいております。

次に、平成25年3月31日付で、職員の早期退職に伴い、退職手当に係る特別負担金額に不足が生じたので、退職手当組合特別負担金に148万9,000円を充用させていただいております。

以上2件、合計255万9,000円を予備費から充用させていただいておりますので、御報告させていただきます。

以上でございます。

○議長

続きまして、予算の流用について報告を求めます。教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

私のほうより、本日、机置き配付させていただいております東小学校大規模改修工事に伴います仮設校舎設置予算の執行について御報告させていただきます。

このことにつきましては、東小学校校舎の大規模改修工事に係ります仮設校舎設置費予算を工事請負費の改良工事予算として組んでおりましたが、仮設校舎の設置及び撤去につきましては、一面的には仮設工事として捉えられますが、業務の全体内容から見ますと、リース物件として設置し、期間終了後、物件を返還するという性質上、使用料で発注することが適切なものというふうに判断させていただきました。それに伴って、仮設校舎の設置につきましては、大規模改造事業費の節におきます予算科目で、使用料及び賃借料として執行させていただきたいと考えております。

なお、当然、このことに伴いましての予算総額及び債務負担行為設定や財源



等々につきましての変更はございませんが、金額の大きい科目変更でございましたので、本日、改めて御報告させていただきました。なお、当然、執行に当たりましては、競争原理を追求した執行に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

続きまして、平群ブランド名及びブランドロゴマークの報告を求めます。観光産業課長。

○観光産業課長

それでは、私のほうから平群ブランドに関する報告をさせていただきます。

平群町の地域ブランド戦略として、その象徴となる平群ブランドのコピー、ロゴマークを決定しましたので、報告させていただきます。

平成23年度より、観光基本計画策定業務を初めとする地域活性化につなげるための検討業務を行ってまいりました。その中で、平群町の有する地域資源の魅力と価値を町内外の方々に広く正しく理解していただくことが必要だと考え、自然、歴史、農産物、暮らし、全てにおいて共通して、それぞれの価値を高め、その魅力を端的に表現し、また住民の思いをあらわす地域ブランドを制定することとしました。

第5次総合計画の策定作業と連携を図りながら、平群ブランド審査委員会にて議論いただき、お手元に配付しておりますように、ブランドコピーを「山のぼっけHEGURICH」とロゴマークを記載のとおり決定いたしました。このブランドコピー、ロゴマークは、ただいま特許庁への商標登録出願中であり、おおむねことしの秋ごろに登録される予定となっております。

ブランドコピー及びロゴマークの説明であります。めくっていただいたところに意図というもので表示しております。ブランドコピーのあらわすところではありますが、「山のぼっけ」は矢田丘陵と生駒山系の東西の山々に挟まれたまちの特徴をあらわし、「ぼっけ」は「平群谷」を優しく表現しています。

「HEGURICH」は、「HEGURI」と「RICH」の造語で、「山のぼっけ」で育まれた自然の豊かさ、歴史の豊かさ、農産物の豊かさ、そして人と人とのつながりと心の豊かさを表現しています。「山のぼっけ」という「田舎」を想起させる表現に「HEGURICH」という「都会的」な表現を組み合わせることで、都市圏からわずか1時間ほどの地にある「平群の豊かさ」を表現しております。

ロゴマークについてであります。緑色系の上の2つのラインは矢田丘陵と生駒山系を、青の中央のサークルは竜田川をあらわし、丘陵に守られ慈しまれ

てきた地域の「豊かさ」を表現しています。

「山のぼっけ H E G U R i c h」の太くはねるようなラインとかわいく明るい字体は、未来に向かう「躍動感と元気さ」を表現しております。グリーンは自然、ブルーは歴史、ライトグリーンは農産物、オレンジは暮らしなど、それぞれのカラーは平群を形成する「魅力」を象徴しております。

この平群ブランドは、町民の誇りや町会社の品質保証を担うもので、単純に商品等に掲出するだけのものではなく、町全体のイメージアップを目指しているものです。今後の予定といたしましては、今年度の早い時期に具体的な運用方法や適用基準等を検討、決定し、同時に、平群ブランドを、町内外に積極的なPR活動を推進して、まずは農産物や加工品から運用していきたいと考えております。なお、この平群ブランドロゴマークは、第5次総合計画の表紙に掲載される予定となっております。

以上、平群ブランドに関する報告をさせていただきます。

○議長

以上で諸般の報告を終わります。

続きますして

日程第4 報告第2号 議会の委任による専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）

報告を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

失礼いたします。それでは、報告させていただきます。

報告第2号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年5月8日報告

平群町長 岩崎 万勉

めくっていただきまして、専決処分書のかがみでございます。

専決処分書

和解及び損害賠償額の決定について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成25年2月25日

平群町長 岩崎 万勉

次にめくっていただきまして

和解及び損害賠償額の決定について

平成25年1月30日に発覚した退職者共済年金請求事務処理遅延に伴う年金支給遅延事件について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1、損害賠償の額 6,000円。

内容といたしましては、元町職員からの平成24年9月3日に受け付けました退職年金の請求書の事務処理につきまして、担当事務職員の事務処理の遅延によりまして年金支給が遅れたため、遅延損害金を支払ったものであります。損害賠償の額につきましては、遅延した年金額の遅延による遅延損害金、法定金利分相当額の6,000円でございます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長

続きます

日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平群町税条例の一部を改正する条例について）

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。税務課長。

○税務課長

承認第2号 提案理由説明

○議長

これより、本案に対する質疑に入ります。山口君。

○6番

ややこしい説明だったんで、ちょっと確認ですけど、いま、後のほうの説明で、ここは文言の変更ということなんですけどね、その前に、30万以上が50万以上になったっていう、その新しい条例というのは、条例にそれが書いてあるのか、条例は全く関係なくて、それは法律のほうがそうだったので、条例のほうはそこを変えなくても、法律の名前等で書いてればそれでいけるから、ここでこういう附則だけになったのかね、その辺が一つ。

それから、その前の説明で、さっきの説明、行政法人森林総合研究所云々のところについては、これが廃止、適用が皆無になったということになってますが、さっきの説明では、平群町は全く関係ないけれども、法律のほうでそうだったので、そういう条文の変更になったという理解でいいのかどうか、その2点。

○議長

税務課長。

○税務課長

いま山口議員が御指摘のとおりのございます。バリアフリーあるいは耐震改修、省エネ改修が30万が50万というのは、これは地方税法の改正によりまして、その附則として町税条例のこの改正をすると、附則として改正するというので、もう4月1日から現在も施行されておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、先ほど申しました中山間あるいは農地総合整備につきましてははです、そのとおりのございます。

以上のございます。

○議 長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより、承認第2号について採決を行います。

本案については原案どおり承認することにいたしたいと思ひますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案のとおり承認されました。  
続きまして

日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長

承認第3号 提案理由説明

○議長

これより、本案に対する質疑に入ります。山口君。

○6番

提案理由のところのね、改正の内容（1）で、特定世帯については5年目までの間って、こうなるとるね。次の下の行に、特定継続世帯さんは、これ、5年目から8年目というの。5年目までっていうのと、5年目からということになれば、5年が、ちょっと言葉のあれで悪いんやけど、5年を過ぎてでしょう。さっきの新旧対照表のほうで見ると、5年を経過する月の翌月からって、こうなるとるわけ。だから、この提案説明じゃあ、5年目までが特定世帯で、また、同じ5年目から特定継続世帯になるっていうふうな理解になるからね。ここの文言の書き方は、これは間違ってるんじゃないですか。その点、どうですか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

ちょっと表現の仕方が若干変わってわかりにくいということかもしれませんが、この辺のところは、ちょっと書き方的にまずかったかなというふうにも思っておりますけど、ちょっと全体的な形の中で御理解いただきたいというふうに思います。

○議長

山口君。

○6番

だから、別にこれは議案として間違ってるわけじゃないからいいんですけどね、ただ、やっぱり説明するときはね、最初の説明は、きょうの一番初めの議案、議案にはなっていないから報告だけなんですけれども、それにしたって、結局、町のほうがですね、なぜそうなったかっていう報告が全くないんですよ。結果だけの報告でしょう。なぜそういう事務の間違いをしたかという報告がないわけ。だから、これにしてもね、こういう曖昧な書き方をするっていうのはね、やっぱりね、私は、事務処理としては、それはもう課長の責任なのかどうなのか知りませんが、もうちょっとやっぱりちゃんと、出す場合、議員に説明するというより住民に説明することになってくるわけですからね。例えば、これを使って今度、議会だよりはもうちょっとちゃんと見てますけども、町のほうのいろんな文書にしたってですね、こういうことをもとにいろいろ説明したりするわけでしょう。だから、そこのところはね、もうちょっときちっと

やっていたかかないとだめなんじゃないかというふうに。さっきの報告について、それも含めて、それはまた後できちんとどういうことでそうなったかというのは聞きますけど、ちょっと多過ぎるんじゃないかっていうふうに思ってますんでね。この間、間違たって変な言い方やけど、そういうことが多いような気がするんでね、もうちょっと正確にきちんとやるべきだと思うんで、ここについてはね、いま口頭でもう1回言い直してください、この部分については。書きかえまでは時間かかりますからいいですけども、正確に言い直した報告内容にさせていただきたいというふうに思いますけど、その点はどうでしょう。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

それではですね、提案理由の中の内容の説明の（１）のところですね。このところにつきまして、条例の内容と同じような形で言いかえさせていただくということで、「特定月以降5年を経過する月の翌月から、特定月以降8年を経過するまでの間」ということで、ちょっとこの辺のところはそういう形に言いかえさせていただきたいというふうに思います。失礼いたしました。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。  
これより、承認第3号について採決を行います。

本案については原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり承認されました。  
続きますして

日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度平群町一般会計補正予算（第7号）について）

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長

承認第4号 提案理由説明

○議 長

これより、本案に対する質疑に入ります。山口君。

○6 番

駅周辺の国庫補助の対象事業費の増額ということは、なぜ増額になったのか、もうちょっと詳しく説明していただけますか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

この事業費につきましては、社会資本整備総合交付金ということで、平群町に対しての交付金でございます。対象事業になりますものが幾つかございまして、そのうち平群町で平成24年度、いろいろ執行したわけでございますが、国のほうから内示といたしますか、交付決定を受けた額に執行残といたしますか、まだ消化できる費用が発生したもので、現在、いま鋭意進捗しております平群駅周辺整備事業ももちろんこの事業の対象となっておりますので、そこで消化をしていくというふうなことで、改めて予算計上、補正という形で計上させていただきますところでございます。

○議 長

森田君。

○4 番

繰越明許費の中で、衛生費のところの清掃センター維持補修事業って、具体的にどんな事業が繰り越しになっておるんでしょうか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

清掃センターの維持補修事業ということで、清掃センターのダイオキシン対策応急工事の内容でございます。

これにつきましては、当初、年度内完了を予定していたわけですが、工事箇所部分、ため池部分に当たりまして、かなり軟弱な状況でございまして、工事が遅れるということで、繰り越しをさせていただくということでございます。

以上です。

○議 長

森田君。

○4 番

いろいろ理由があるにしてもですね、いろいろ問題があったというふうに、ダイオキシンについてですね。あれから委員会でもその経過の説明をいただいていたんじゃないですかね、データの。その辺はいかがなっておるんでしょうか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

その後、報告という形で少し間があいてしまったということでございます。それと申しますのも、いまコンサルで24年度にいろいろと調査、あるいはまた今後の対応につきましてもいろいろとコンサル発注させていただいて、成果品が上がってきておるところでございます。ちょっと時期的に年度末になってしまったということでございますので、できるだけまた早い時期に御報告もさせていただくように考えております。

以上です。

○議 長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。



これより、承認第4号について採決を行います。

本案については原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり承認されました。暫時休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時53分)

再 開 (午前11時10分)

○議長

休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議長

私は議長の辞職願を副議長に提出いたしました。

お諮りします。

この際、議長の辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。それでは、この際、議長の辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議長辞職の件を議題とし、副議長と交代します。

副議長、お願いします。

○副議長

それでは、審議を続行いたします。

本件につきましては、山田君の一身上に関する件でございますので、地方自治法第117条の規定により山田君の退席を求めます。

山田仁樹議員退場

○副議長

職員に辞職願を朗読させます。はい、局長。

○局長

辞職願

平成25年5月8日

平群町議会副議長 高 幣 幸 生 殿

平群町議会議長 山 田 仁 樹

このたび一身上の都合により議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○副議長

お諮りします。

山田仁樹君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

○副議長

異議なしと認めます。よって、山田君の議長の辞職を許可することに決定しました。

山田君に入場いただいて挨拶を受けます。

山田仁樹議員入場

○9 番

ちょうど1年前に議長の要職に就任をさせていただきまして、この間、いろんな局面で皆さんに大変お世話になって、大過なく、1年間、議長として全うさせていただきました。ひとえに皆様のおかげとっております。

振り返りますと、この1年間、いままさに議会改革ということで、いろんな議会を改革しながら、住民の方によりわかりやすい、より身近な議会にしていこうという一貫のもと、インターネット中継等にも皆さん大変力を注いで傾注し、取り組んでいただきました。残念ながら、今年度当初からのインターネット中継は実現することができませんでしたが、またこれも引き続き、議会と行政が一体となって、住民によりわかりやすい議会にするように、違う形で私も取り

組んでいきたいと思っております。今後も、住民により身近な議会になりますように、違う形で取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。1年間どうも皆様ありがとうございました。

○副議長

御苦労さまです。

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

○副議長

異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第2 議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法で行うか御審議お願いいたします。

「投票」の声あり

○副議長

投票という意見が出ておりますので、選挙は投票により行います。

議場を閉鎖します。

議場閉鎖

○副議長

ただいまの出席議員は12人であります。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に山口君及び繁田君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

投票用紙配付

○副議長

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」の声あり

○副議長

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

投票箱点検

○副議長

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

局長の点呼により順次投票

○副議長

投票漏れはありませんか。

「なし」の声あり

○副議長

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終了いたします。

開票を行います。山口君及び繁田君、開票の立ち会いをお願いします。

開票

○副議長

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12 票、有効投票 12 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち、下中君 10 票、奥田君 2 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 3 票であります。よって、下中君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

## 議場開鎖

### ○副議長

ただいま議長に当選されました下中君が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をいたします。

この際、各位に報告いたします。議長は王寺周辺広域休日応急診療施設組合議会、西和消防組合議会、老人福祉施設三室園組合議会、西和衛生試験センター組合議会、以上の組合議会の議員及び王寺周辺広域市町村圏協議会の委員にもただいま就任であります。

議長の就任御挨拶をお願いいたします。

### ○議長

ただいま平群町議会議長という大役に御選任をいただきまして、本当にありがとうございます。身に余る光栄とともに、その責任の重大さをひしひしと感じているところでございます。御承知のように、本町においては、硬直的とも言える厳しい財政運営、それと、町の活力の源泉であります人口減という本当に大きな課題を目の前にしております。この難局をどう乗り切っていくか、これがこれからは問われていると私は思います。

時あたかも、本年 4 月より住民協働によるまちづくりということで、第 5 次総合計画が策定され、いよいよ、これから先 10 年のまちづくりが始まったところでもあります。その中で、その根底に一番よく言われておりますのが、住民とともに歩む、協働で進めるまちづくりというふうに言われております。まさにそのとおりだと私も思っております。そのような中で、我々議会としてよく、議員当初のころに研修も受け、いろんなところで学んだときに言われたのが、これからは住民と協働でまちづくりを進めていくんだという中で、正三角形が書かれておりました。その 1 点 1 点が、一つは行政調和であります。そして、1 点が議会であります。そのもう 1 点が住民であります。その正三角形の三者がお互いの立場を尊重し、また、ある意味、緊張感を持っていろんなことに当たっていく、これがこれからのとるべき道ではないかというふうに私も聞いた覚えもございます。

そういう思いから、私は、今後ともこの平群町伸展のために、町行政側もも

とより、我々議会もさらに自己研さんに励み、資質を高め、本当に真の発展があるように、なお一層の政策提案ができる議会であるように、全力で取り組んでいく所存でございます。まだまだ未熟ではございますけれども、議員各位のなお一層の御指導、御鞭撻と、また町側の深い御理解と御協力をお願い申し上げます。就任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長

それでは、議長章の授与を行います。

事務局より議長章授与

○副議長

議長、議長席にお着きをお願いいたします。

○議長

それでは、審議を続行します。

副議長の高幣君から辞職願が提出されております。

お諮りをいたします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第3 副議長辞職の件を議題といたします。

本件につきましては、高幣君の一身上に関する件でございますので、地方自治法第117条の規定により、高幣君の退席を求めます。

高幣幸生議員退場

○議長

職員に辞職願を朗読させます。局長。

○局長

辞職願

平成25年5月8日

平群町議会議長 下 中 一 郎 殿

平群町議会副議長 高 幣 幸 生

このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので許可されるようお願い出  
ます。

以上でございます。

○議 長

お諮りをします。

高幣幸生君の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、高幣君の副議長の辞職を許可することに決定  
しました。

高幣君に入場いただいて御挨拶を受けます。

高幣幸生議員入場

○ 7 番

本年というよりも24年の1年間、副議長をさせていただきまして、本当に  
ありがとうございました。いろいろと1年間頑張ってまいりました。山田議長  
のもとで私も頑張ってまいりましたけれども、ますますこれから、先ほど下中  
議長からも御挨拶ございましたけれども、平群町議会、この意思がどういう意  
思であるかをさらに新執行部の方々、ひとつやっていただきたいと、こんなふ  
うに思っております。

特に、議会基本条例が制定されて3年たちました。この間にどれだけのこと  
を議会、執行部がやってきたかを、私自身も今年は反省をしておりますが、こ  
れからも頑張って、議会一議員としてやっていきたいと、かように思ってます  
ので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

○議 長

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りをします。

副議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたい  
と思います。御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第4 副議長の選挙を行います。

お諮りをします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法で行うか御審議願います。

「投票」の声あり

○議長

投票という意見が出ておりますので、選挙は投票により行います。

議場を閉鎖します。

議場閉鎖

○議長

ただいまの出席議員は12人であります。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に植田君、窪君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

投票用紙配付

○議長

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」の声あり

○議長

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

投票箱点検



○議 長

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。はい、局長。

局長の点呼により順次投票

○議 長

投票漏れはありませんか。

「なし」の声あり

○議 長

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。植田君、窪君の開票の立ち会いをお願いします。

開票

○議 長

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12 票、有効投票 12 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち、森田君 7 票、奥田君 5 票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は 3 票であります。よって、森田君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

議場開鎖

○議 長

ただいま副議長に当選されました森田君が議場におられます。会議規則第 3 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

副議長就任の御挨拶がございます。

○副議長

ただいま議員の皆様のお推挙によりまして、副議長に就任させていただくことになりまして、身に余る光栄でございます。先ほど御就任されました下中議長のもと、議会の最高規範であります議会基本条例に基づく議会運営を目指し、議員各位の御協力をいただきまして、わかりやすい議会、討論する議会、政策立案する議会を目指して、一生懸命頑張ることをお誓いしまして、副議長就任の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。よろしく願いいたします。

○議長

続きまして、議長宛てに各特別委員会の委員から辞任願が提出されております。

お諮りをします。

この際、特別委員会の委員の辞任許可についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、特別委員会の委員の辞任許可についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第5 特別委員会の委員の辞任許可についてを議題とします。

お諮りします。

各特別委員会の委員の辞任を許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、各特別委員会の委員の辞任を許可することに決定しました。

ただいま各特別委員会の委員が欠員となりました。

お諮りします。

この際、特別委員会の委員の選任についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、特別委員会の委員の選任についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第6 特別委員会の委員の選任について及び

日程第8 常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任についてを会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

ただいま議題となりました各委員の選任方法については、どのような方法で選任すればよいか御審議を願います。

「選考委員会で」の声あり

○議長

選考委員一任ということで、議長のほうから選考委員を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。選考委員については、私と副議長、森田君、前議長、山田君、前副議長、高幣君をもって選考委員に選任したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よろしく願いいたします。

それでは、委員会構成もありますので、しばらくお時間をお願いしたいと思います。午後2時まで休憩とします。

(ブー)

休 憩 (午前 11時43分)

再 開 (午後 2時00分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開します。

(ブー)

○議 長

各委員の選任については委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することとされております。休憩中、選考委員会を開催し協議をしていただきました各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員の所属が決定いたしましたので、御報告いたします。

名簿を配付いたします。

#### 名簿配付

○議 長

それでは、局長のほうから報告をいたします。局長。

○局 長

それでは、お手元に配付させていただきました名簿に基づきまして報告申し上げます。敬称は省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

総務建設委員会、委員長に山田仁樹議員、副委員長に奥田幸男議員、委員には戎井政弘議員、山口昌亮議員、下中一郎議員、繁田智子議員。

文教厚生委員会、委員長に窪和子議員、副委員長に高幣幸生議員、委員に井戸太郎議員、森田勝議員、植田いずみ議員、馬本隆夫議員。

下水道事業特別委員会、委員長に戎井政弘議員、副委員長に窪和子議員、委員には山口昌亮議員、高幣幸生議員、下中一郎議員、馬本隆夫議員。

駅周辺整備事業特別委員会、委員長に奥田幸男議員、副委員長に繁田智子議員、委員に井戸太郎議員、森田勝議員、山口昌亮議員、山田仁樹議員。

財政検討特別委員会、委員長に植田いずみ議員、副委員長に馬本隆夫議員、委員に奥田幸男議員、森田勝議員、高幣幸生議員、下中一郎議員。

議会改革特別委員会、委員長に高幣幸生議員、副委員長に山田仁樹議員、委員に井戸太郎議員、奥田幸男議員、植田いずみ議員、窪和子議員。

公共交通対策特別委員会、委員長に繁田智子議員、副委員長に戎井政弘議員、委員に森田勝議員、植田いずみ議員、下中一郎議員、馬本隆夫議員。

議会運営委員会、委員長に山口昌亮議員、副委員長に井戸太郎議員、委員に戎井政弘議員、窪和子議員、山田仁樹議員、繁田智子議員。

議会だより編集委員会、委員長に山口昌亮議員、副委員長に井戸太郎議員、委員には戎井政弘議員、窪和子議員、山田仁樹議員、繁田智子議員。

以上でございます。

○議長

ただいま局長から報告いたしました各委員会の委員の選任については、以上のように指名をいたします。御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君をそれぞれの委員長、副委員長、委員に選任することに決定しました。

次に、任期満了に伴います国民健康保険運営協議会委員、清掃センター運営審議会委員及び廃棄物減量等推進審議会委員の報告を申し上げます。

まず、国民健康保険運営協議会委員、森田君、植田君、窪君。

清掃センター運営審議会委員、議長、森田君、繁田君、馬本君。

廃棄物減量等推進審議会委員、戎井君、山口君、窪君。

以上、報告を終わります。

以上で本臨時会に付議された件について全部終了いたしましたので、これをもって会議を閉じます。

町長、閉会に当たり、御挨拶をお願いします。はい、町長。

○町長

議員各位におかれましては、慎重な御審議をいただきましてまことにありがとうございます。

さて、平成25年度も1カ月余りが経過しております。私といたしましては、厳しい財政状況の中、本町が抱えるさまざまな課題の解決とあすの明るい平群のまちづくりに向けまして、職員一同一致団結し、鋭意取り組みを進めてまいり所存であります。今後におきましても、議員各位のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げまして、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長

これをもって平成25年平群町議会第2回臨時会を閉会いたします。

(ブー)

閉 会 (午後 2時06分)